

# 入 札 説 明 書

## 借入物品名

ウェアラブルカメラ及びウェアラブルカメラに関する付属品

- 入札説明書本文
- 添付図書
  - ・ 別紙 仕様書、機器構成表
  - ・ 別添 契約書（案）
  - ・ 様式1 入札参加資格確認申請書
  - ・ 様式2 入札参加者資格確認結果通知書
  - ・ 様式3 入札書
  - ・ 様式4 委任状
  - ・ 様式5 入札（契約）保証金免除申請書
  - ・ 様式6 質問書

愛媛県

# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

別紙仕様書のとおり

## 2 競争入札参加者に必要な資格

競争入札参加者に必要な資格は、以下のとおりとする。

- （１）知事の審査を受け、令和 5 年度、令和 6 年度及び令和 7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （３）仕様を満たす製品を借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されている者であること。
- （４）借入物品に係る保守の体制が整備されている者であること。
- （５）民事再生法（平成 11 年法律第 154 条）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法の規定による厚生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- （６）一般競争入札に参加しようとする者又はその者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 3 項に規定する暴力団員等を含む）でないこと。
- （７）愛媛県内に契約可能な事業所を置く者であること。

## 3 入札参加に関する確認事項

- （１）この一般競争入札に参加を希望する者は、「入札参加資格確認申請書」（様式 1。以下「申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- （２）入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、申請書等により指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- （３）入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた借入物品等にかかる技術仕様、適合性の説明並びに必要な解説資料について、申請書等により指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

### （４）申請書の提出

#### ア 提出期限

令和 7 年 1 月 27 日（月）17 時 15 分まで

#### イ 提出場所

愛媛県農林水産部水産局漁港課管理係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089) 912-2626

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、簡易書留とすること。

(4) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、令和7年1月28日（火）までに、「入札参加資格確認結果通知書」（様式2）により通知する。

(5) その他

ア 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書は返却しない。

ウ 申請書について説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。

(2) (1) の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、令和7年1月29日（水）までに3(4) イに掲げる場所に直接提出すること。

(3) (2) の書面を提出した者に対する回答は、令和7年1月30日（木）までに、書面により行う。

5 入札関係書類の配布

(1) 配布方法

5 (2) に掲げる場所で手渡しにより交付又は愛媛県ホームページよりダウンロードする。

(2) 配布場所

愛媛県農林水産部水産局漁港課管理係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912-2626

(3) 配布期間

令和7年1月15日（水）から1月27日（月）まで

6 入札

(1) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、入札説明書、仕様書、別添契約書（案）等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

説明の照会先

愛媛県農林水産部水産局漁港課管理係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912-2626

(2) 入札参加者又はその代理人は、様式3による入札書を入札日当日、直接提出しなければならない。なお、郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、テレックス、テレコピーその他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
- ア 件名等
  - イ 入札金額
  - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（署名を含む。押印に際して、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。以下同じ。）
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。なお、代理人が入札する場合は、入札参加者本人の押印はしないこと。また、場合によっては代理人の押印を省略できるので様式に従うこと。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭でかつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (6) 入札参加者の代理人は、委任状（様式4）に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (7) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。また、押印を省略する場合に訂正が必要となった際は、訂正ではなく再作成すること。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他必要と認められるときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (12) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、当該契約履行に要する一切の諸経費を含めた借入金額を見積もるものとする。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、契約書（案）及び仕様書等に記載の調達に関する諸条件を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 入札書の提出先及び提出日時
- ア 提出先  
愛媛県庁第一別館7階 農林水産部会議室
  - イ 提出日時  
令和7年1月31日（金）11:00

## 7 開札

- (1) 開札の日時及び場所  
令和7年1月31日（金）11:00

場所：愛媛県庁第一別館 7 階 農林水産部会議室

- (2) 開札は、即時開札とする。
- (3) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。なお、入札会場には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）を除き、上記以外の者は入室できない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状（様式 4）を提出しなければならない。
- (6) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
  - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について 2 人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (8) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、3 回を限度として入札をする。3 回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2 回を限度として見積に移行するものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

## 8 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札参加者又はその代理人の提出した 2 以上の入札書。
- (2) 入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書。
- (3) 件名又は入札金額のない入札書。
- (4) 入札金額を訂正した入札書又は入札金額の記載が不明瞭な入札書。
- (5) 入札金額を訂正した入札書。
- (6) 本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。（入札に参加する者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）入札書の押印を省略する場合は、入札会場で本人確認ができないこと。
- (7) 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札書や代理入札において、入札書に代理人の印と代表者印の両方が押されているなど、意思表示者が不明瞭である入札書。
- (8) 件名等に重大な誤りがある入札書。
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書。
- (10) 入札保証金を必要とする者で、その額が所定の額に達しない入札書。

- (11) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書。
- (12) 入札書の受領期限までに到達しなかった入札書。
- (13) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書。

## 9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とししない場合がある。また入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。

ア 契約の相手方となるべき者の申込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当と認められるとき。

なお、最低の価格で入札をした者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者としてすることがある。

- (5) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に入札会場にて告知するものとする。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、愛媛県会計規則、仕様書、契約条項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (8) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申し出があつたときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (9) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約者が契約申込書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 10 契約条項

契約書（案）のとおり

## 11 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札参加者又はその代理人は、入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」（様式５）を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。

（２） 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、所定の手続きに従い、所定の期日までに、契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」（様式５）を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。

（３） 「入札（契約）保証金免除申請書」の提出については、３（４）による。

（４） 入札保証金及び契約保証金に係る取扱については、愛媛県会計規則の規定による。

12 その他の事項

（１）入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、全て当該者が負担するものとする。入札説明書にかかる照会

（２）本件調達に関しての照会先は、３（４）イに掲げるとおり。

（３）本入札説明書について質問がある場合は、質問書（様式６）を提出すること。

ア 提出期間

令和７年１月１５日（水）から１月２２日（水）までの執務時間中

イ 提出場所

３（４）イに掲げる場所

ウ 提出方法

３（４）イに掲げる場所まで持参すること。

## 仕 様 書

|    |                                 |      |                         |
|----|---------------------------------|------|-------------------------|
| 品名 | ウェアラブルカメラ及び<br>ウェアラブルカメラに関する付属品 | 納入場所 | 愛媛県庁<br>農林水産部水産局<br>漁港課 |
|----|---------------------------------|------|-------------------------|

標記案件の仕様は、次のとおりである。

1. 性能・機能・構成

(1) カメラの画素数は100万画素以上であること。

(2) カメラは歪み補正を有していること。

(3) 防水防塵性能がIP67以上であること。

(4) バッテリーは本体に内蔵されており、最大8時間の連続稼働が可能であること。

(5) ヘッドセットはBluetoothによる無線通信が可能であること。

(6) 双方向同時通話が可能であること。

(7) クラウド上で30日間以上保存可能であること。

(8) LTE通信が可能であること。

2. 納入作業および納品

(1) 納品までに納入作業(初期設置・テスト通信)を行い、作業終了後に担当職員の確認を受けること。

(2) 納入作業及び納品場所については、以下のとおりとする。

| 名称              | 所在地         | 電話番号         |
|-----------------|-------------|--------------|
| 農林水産部水産局<br>漁港課 | 松山市一番町4-4-2 | 089-912-2626 |

(3) 受注者は、納入作業及び打合せ等の際に知り得た情報を一切外部に漏らしてはならない。

3. 故障対応

(1) 保守サービス体制を一本化し、故障受付窓口は1箇所とすること。

(2) 故障対応を実施した後は、納入時の状態まで復元し、必ず機器の正常性を確認したうえで担当職員の確認を受けること。

4. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、協議すること。

(2) 発注者から要請があった場合、速やかに相談に応じること。



## 機器構成表

|    |                                 |      |                         |
|----|---------------------------------|------|-------------------------|
| 品名 | ウェアラブルカメラ及び<br>ウェアラブルカメラに関する付属品 | 納入場所 | 愛媛県庁<br>農林水産部水産局<br>漁港課 |
|----|---------------------------------|------|-------------------------|

| 品 名             | メーカー      | 数 量     |      | 備 考 |
|-----------------|-----------|---------|------|-----|
|                 |           | 1セットあたり | セット数 |     |
| Safie-pocket2   | セーフィー株式会社 | 1       | 2    |     |
| Bluetoothヘッドセット | 同上        | 1       |      |     |
| 充電用クレードル        | 同上        | 1       |      |     |
| 取り付け用クリップ       | 同上        | 1       |      |     |
| 三脚アダプタ          | 同上        | 1       |      |     |
| ACアダプタ          | 同上        | 2       |      |     |
| USB type-C ケーブル | 同上        | 1       |      |     |
| micro B ケーブル    | 同上        | 1       |      |     |

## 賃貸借に関する契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と契約会社名（以下「乙」という。）は、次のとおり賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 乙は、甲に対して、別紙仕様書のウェアラブルカメラ（以下「物品」という。）の使用を提供し、甲は乙に対して賃貸借料等を支払うものとする。

（設置場所）

第2条 物品の納品場所は、別紙のとおりとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和7年3月1日から令和10年2月29日とする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（賃貸借料）

第4条 物品の賃貸借料は、月額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とし、物品の使用にあたり必要となる基本料及び物品の発送費として、初月に限り 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を加算する。

2 この契約の期間中に乙の責めに帰すべき事由により甲が物品を使用できなくなったとき、その他事由により甲又は乙がこの契約を解除したときの賃貸借料は、1ヶ月に満たない端数日を生じた場合であっても、使用月までの月額賃貸借料を支払うものとする。

3 前項において、甲がこの契約を解除し、その賃貸借期間が ヶ月に満たない場合は、賃貸借料を月額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）として、最終利用月に第1項との差額を賃貸借期間分加算して支払うものとする。

4 賃貸借期間終了時には、最終利用月の賃貸借料に返却費として、 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を加算する。

（保守及び点検）

第5条 前条の賃貸借料には、物品の保守及び点検に係る費用を含まないものとする。

2 甲は、物品の保守について、別途甲の定めるところにより実施するものとする。

（契約保証金）

（契約金額を年額に換算した額の10分の1以上の額。次の条項案は、入札（契約）

保証金免除申請書の提出により免除される場合のもの。)

第6条 契約保証金は、愛媛県会計規則第154条第5号の規定により免除する。

(賃貸借料の請求及び支払)

第7条 乙は、甲の使用した当月分の賃貸借料を翌月10日までに請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適切と認めたときは、これを30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第8条 甲は、前条の支払期限内に賃貸借料を支払うことができないときは、その支払期限の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(物品の使用及び管理)

第9条 甲は、物品の使用及び管理については、善良な管理者の注意をもって行うものとする。

(秘密を守る義務)

第10条 乙は、この契約の実施に際して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(損害賠償)

第11条 甲が自己の責めに帰すべき理由により、物品を滅失又は使用不能(修理不可能)の状態にき損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、解除した日の属する月の前月までに納入したものに対する代価をその期間の月数で除して得た1ヶ月平均額に解除後の月数を乗じて得た金額の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（物品の返還）

第13条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条までの定めによりこの契約が解除されたときは、物品を速やかに乙に返還するものとする。

2 乙は、物品返還時には、物品内等に保存されたデータ等を完全消去するなど、情報漏洩防止のための万全の措置を取らなければならない。

（協議）

第14条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県知事 中村 時広

乙

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

### (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合

は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有

無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

入札参加資格確認申請書

令和 7 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

入札者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

ウェアラブルカメラ及びウェアラブルカメラに関する付属品の借入に係る、契約書（案）及び仕様書の内容等を確認のうえ、入札参加資格確認書を提出します。  
また、下記事項について、確約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものではありません。
- 2 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入することが可能です。
- 3 借入物品に係る保守の体制が整備されています。
- 4 提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではありません。
- 5 民事再生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による厚生計画認可の決定を受けている者を除く。）ではありません。
- 6 代表役員等、一般役員等又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者は、暴力団関係者ではありません。
- 7 愛媛県内に契約可能な事業所を置いています。

（下記の事項を記入してください。）

|                    |               |                                                                                    |
|--------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 県の入札参加資格登録台帳への登録状況 |               | 1. 令和 5 ～ 7 年度一般競争入札参加資格に登録済み<br>2. 未登録なので、入札時刻までに登録予定<br>（注）上記のいずれかの番号を○で囲んでください。 |
| 本件に関する<br>問い合わせ先   | 担当者の<br>役職・氏名 |                                                                                    |
|                    | 電話番号          |                                                                                    |
|                    | 電子メール<br>アドレス |                                                                                    |

（注）押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第 188 条第 2 項に定める要件を満たすこと（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該確認書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要。

|                        |
|------------------------|
| 本件責任者<br>（所属・職氏名・電話番号） |
| 本件担当者<br>（所属・職氏名・電話番号） |



様式 2

入札参加資格確認結果通知書

漁港第 号  
令和 年 月 日

様

愛媛県知事

先に提出のあったウェアラブルカメラ及びウェアラブルカメラに関する付属品の借入に係る「入札参加資格確認申請書」により入札参加資格を確認したので、次のとおり通知します。

記

入札参加資格

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 入札公告日     | 令和 年 月 日                        |
| 件名        | ウェアラブルカメラ及びウェアラブルカメラに関する付属品の借入れ |
| 入札参加資格の有無 |                                 |
| 入札保証金     |                                 |

様式 3

入 札 書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

入 札 者  
住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩ ※ 1  
代 理 人 氏 名 ⑩ ※ 2

¥ \_\_\_\_\_

ただし、ウェアラブルカメラ及びウェアラブルカメラに関する付属品の賃貸借料（機器の借入料、機器の搬入・返却に要する費用、データ通信費、クラウドシステム利用料等、使用に必要な経費を含む。）

上記のとおり愛媛県会計規則を遵守し、契約条項を承認のうえ入札いたします。

※ 1 代理人が入札する場合は、入札者の住所、商号又は名称及び氏名を表示し、押印をしないこと。  
※ 2 代理人が入札する場合は、代理人氏名を表示し、押印（署名を含む。）をすること。

様式 4

委 任 状

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名

印

私は、住所  
氏名

印

を、代理人と定め、

下記に関する入札（見積）の一切の権限を委任します。

記

ウェアラブルカメラ及びウェアラブルカメラに関する付属品の借入れ

様式 5

## 入札（契約）保証金免除申請書

令和      年      月      日

愛媛県知事    中村   時広   様

住            所  
商号又は名称  
氏            名

㊟

令和 7 年 1 月 15 日付けで入札公告のありましたウェアラブルカメラ及びウェアラブルカメラに関する付属品の借入に係る入札（契約）における入札（契約）保証金について、愛媛県会計規則第 137 条（第 154 条）の規定により、入札（契約）保証金の免除を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

### ※添付書類

○契約書等の写し（1 件以上）

過去 2 年間に国、地方公共団体等の公的機関と、同程度の賃貸借契約の実績を証明する書類

質問書

令和     年     月     日

愛媛県知事   中村   時広   様

ウェアラブルカメラ及びウェアラブルカメラに関する付属品の借入れについて、以下のとおり質問します。

|              |           |  |
|--------------|-----------|--|
| 本件に関する問い合わせ先 | 商号又は名称    |  |
|              | 担当者の役職・氏名 |  |
|              | 電話番号      |  |